

省エネルギー対策の強化

～ エネルギー使用の合理化に関する法律改正案～

経済産業委員会調査室 かとう 加藤 ふみのり 史 憲

1. これまでの経緯

(1) 第一次石油ショックを契機とする省エネ法の制定

1973年10月、第4次中東戦争を契機として、アラブ産油国は原油の生産制限と輸出価格の大幅な引上げを行い、国際原油価格は3か月で約4倍に高騰し、石油消費国である先進国を中心に世界経済は大きな打撃を受けた。

当時(1973年度)の我が国のエネルギー供給構造を見ると、一次エネルギー総供給の77.4%を石油が占め、そのほぼ全量を輸入していた。さらに、輸入原油の77.5%が中東産であり、エネルギーの約6割を中東産原油に依存するぜい弱なエネルギー供給構造であった。そのため、第一次石油ショックは我が国経済を直撃し、1974年度の経済成長率は戦後初のマイナスを記録し、高度経済成長は終わりを迎えた。

第一次石油ショックを契機として、脆弱なエネルギー需給構造の改善が我が国のエネルギー政策の最重要課題に位置付けられることとなった。具体的には、石油依存度の低減と非石油エネルギーによるエネルギー源の多様化、石油の安定供給の確保、省エネルギーの推進、新エネルギーの研究開発のための諸施策が講じられることとなった。

これらの施策のうち、法の整備として、「エネルギー使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、1979年6月に成立し、同年10月に施行された。省エネ法は、工場、建築物、機械器具¹に係る各分野での省エネルギーを総合的に進めるために、各事業者が取り組むべき内容を定めたものである。

(2) 地球温暖化対策としての省エネルギー

1990年代に入り地球温暖化問題に対する国際的な認識が深まる中、1997年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において京都議定書が採択された。同議定書は、第一約束期間(2008年～2012年)に先進国全体で二酸化炭素など温室効果ガスを少なくとも5%削減(原則1990年比)することを目標とし、数値約束を各国に設定している(日本6%、米国7%、EU8%等)。我が国は2002年6月に同議定書に批准し、2005年2月に同議定書が発効したことにより削減義務を負うこととなった。

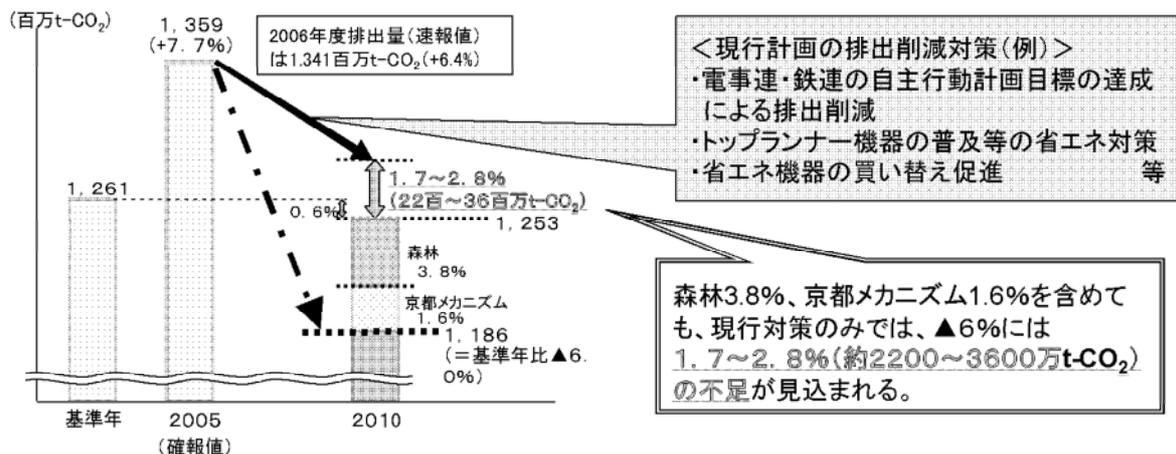
京都議定書では、二酸化炭素(エネルギー起源及び非エネルギー起源)、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスの6種類が温室効果ガスとされている。我が国の温室効果ガス別の排出量(京都議定書基準年)を見ると、全体の84.0%²をエネルギー起源の二酸化炭素が占めている。省エネルギーは、エネルギー起源二酸化炭素の削減につながるものであることから、我が国における地球温暖化対策の有効な手段としても位置付けられる

こととなった。それに伴い、省エネ法は、対象業種・事業者の拡大等により更なる省エネルギーを推進するため、1993年、1998年、2002年及び2005年にそれぞれ改正が行われた。

2. 省エネ法改正の経緯

京都議定書が発効したことを受け、2005年4月に京都議定書による削減約束を確実に達成するために必要な対策を定めた京都議定書目標達成計画（以下「目達計画」という。）が閣議決定された。目達計画では、その実効性を確保するため、毎年、個々の対策の進捗状況等を点検し、必要に応じ施策の強化を図るとともに、2007年度には定量的な評価・見直しを行い、第一約束期間（2008年～2012年）において必要な対策を2008年度から講ずるとしている。それを受け、目達計画の評価・見直し作業が環境省及び経済産業省の合同会合³（以下「合同会合」という。）において2006年11月より始められ、2008年2月に最終報告⁴がまとめられた。最終報告では、温室効果ガス排出量について、現状（2005年度）の基準年⁵比+7.7%から2010年度に基準年比6%削減を達成するには、現行目達計画による排出削減対策を継続し、かつ、森林吸収源対策⁶、京都メカニズム⁷の活用を行ったとしても、なお、1.7%～2.8%分の不足が見込まれるため（下図参照）、自主行動計画⁸の拡充・強化のほか、以下の省エネ法の改正措置を含む追加的な対策が必要であるとしている。なお、これらの対策は、2008年3月28日に閣議決定された目達計画の全部改訂に反映されている。

図 2010年度の温室効果ガス排出量と不足削減量



（出所）合同部会「最終報告概要」（2008年2月）

最終報告に盛り込まれた省エネ法の改正措置としては、規制対象の「工場単位」から「企業単位」への変更、フランチャイズチェーンへの規制の導入、住宅・建築物への規制導入・強化等が挙げられる。

一方、経済産業省の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会においても、京都議定

書の目標達成等地球温暖化対策の観点のほか、原油等エネルギー価格の高騰を背景としたエネルギー安全保障の観点から、省エネルギーの必要性が近年さらに高まっているとして、2007年6月から、省エネルギー対策の拡充についての検討が行われ⁹、2008年2月に前記合同会合最終報告の提言～の同趣旨の内容を含む報告書（「今後の省エネルギー対策の方向性について」）がまとめられた。

3. 省エネ法改正案の概要

上記の議論を踏まえ、省エネ法改正案は2008年3月4日に閣議決定され、同日国会に提出された。その概要は以下のとおりである。

省エネ法改正案の概要

(1) 業務部門等の省エネ対策強化

現行省エネ法では一定規模以上の工場・オフィスに対し、工場・オフィス単位のエネルギー管理を義務付けているが、業務部門等の省エネルギー対策強化のため、以下の措置を講じる。

事業者（企業）単位のエネルギー管理義務を導入

フランチャイズチェーンについても、一事業者としてとらえ、事業者単位の規制と同様の規制を導入

(2) 住宅・建築物の省エネ対策強化

現行省エネ法では一定規模（2000 m²）以上の住宅・建築物の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等を課しているが、住宅・建築物の省エネルギー対策強化のため、以下の措置を講じる。

大規模な住宅・建築物（2000 m²以上）に係る担保措置の強化（指示、公表に加えて命令を導入）

一定の中小規模の住宅・建築物（2000 m²未満）も届出義務等の対象に追加

住宅を建築し販売する事業者に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入（多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保）

住宅、建築物の省エネルギー性能の表示等を推進

(3) その他

各企業の省エネルギーの取組については業種ごとの省エネルギーの状況

(セクター別ベンチマーク)等を勘案して総合的に評価することを規定する。

施行期日は(1)及び(3)の規定は2010年4月1日、(2)の規定は2009年4月1日(一部の規定を除く)。

4. おわりに

一般の省エネ法の改正は、京都議定書の温室効果ガスの6%削減目標の確実な達成に向け、その対策の一つとして位置付けられるものであり、法の改正がいかに省エネルギーの進展につながるかが最大の論点であろう。1997年の京都議定書の採択以来、省エネ法は1998年、2002年及び2005年に、民生(業務・家庭)部門等におけるエネルギー消費の抑制のための対策強化を内容とする法改正が行われたが、2005年度のエネルギー消費は1990年度比で約1.4倍に増大しており、前回までの法改正はその目的を十分に達成しているとはいえない。今年度からいよいよ京都議定書の第一約束期間が始まる中で、省エネ法改正によって、省エネルギーが確実に進展することが期待される。

(内線 3086)

- 1 2005年の法改正では新たに輸送分野に係る規制が追加された。
- 2 2005年度の我が国の温室効果ガス別排出量では全体の88.5%をエネルギー起源二酸化炭素が占めている。
- 3 中央環境審議会地球環境部会、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合
- 4 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」
- 5 京都議定書の基準年は原則1990年(年度)であるが、代替フロン等3ガスの基準年については1995年とすることができる(京都議定書第3条第8項)とされており、我が国は1995年度を基準年としている。
- 6 京都議定書では1990年以降の人為活動が行われた森林等での新規植林、再植林、森林経営等による吸収量を削減量に算入することが認められている。
- 7 京都議定書では海外で実施した温室効果ガスの排出削減量を自国の排出削減約束の達成に換算することができる。
- 8 産業部門の業界団体を中心に自らの業界の地球温暖化防止に向けた取組等を自主的にまとめた環境行動計画のことをいい、その代表的なものは(社)日本経済団体連合会が1997年6月に策定した「経団連環境自主行動計画」である。
- 9 住宅・建築分野における省エネルギー対策については、国土交通省の社会資本整備審議会建築部会住宅・建築物省エネルギー部会において2007年6月より検討が行われ、2008年2月に「住宅・建築物における今後の省エネルギー対策の方向性」がまとめられた。